

① 供託金制度は憲法違反！

現在、我が国では、国政選挙に立候補する場合、選挙区で300万円、比例区で600万円という多額の供託金の納付をしなければならないことが公職選挙法92条で定められています。さらに、一定の得票数に達しなければ供託金が没収されてしまいます（同法93条）。このような供託金制度は、国民に立候補の自由を保障した憲法15条や国会議員の資格について、「財産又は収入によって差別してはならない」と定めた憲法44条に反するもので憲法違反の制度です。



② 誰が議員になるかは有権者が判断すればいい！

供託金制度の目的は、泡沫候補者を防ぐことや売名候補者を排除することにあるとされています。しかし、泡沫候補者かどうかは有権者が判断することであって、選挙を行う前に金銭で排除することではありません。また、供託金が立候補のハードルとならない財産状況の方もおり、そのような方にとっては、売名候補者を排除するという目的は無意味です。



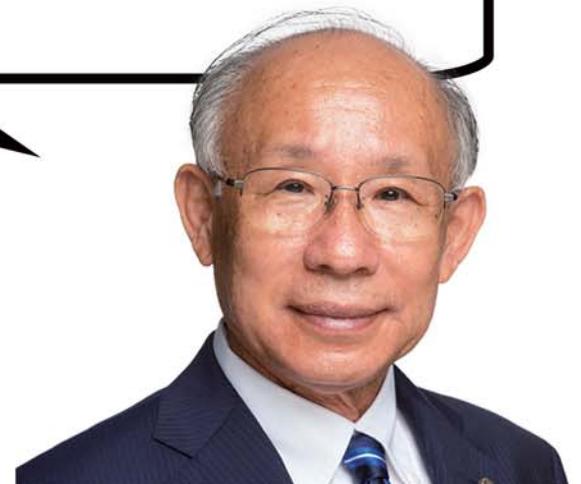
③ 世界一高い供託金制度！

諸外国の例を見ますと、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、ロシアにはそもそも供託金制度が存在しません。また、供託金制度が存在する国であっても、イギリスやカナダでは10万円程度です。しかし、これらの国々で日本のような高額な供託金制度の創設をしようとしている国はありません。日本の300万円や600万円という金額は、世界的に見て異例の高さなのです。



④ 署名を集めるという方法もある！

供託金制度の存在しないスイスでは、一定数の署名を提出することが立候補の条件となっています。このように、必ずしも供託金という財産でハードルを設けなくても、よりお金がかからない方法によって供託金制度と同様の目的を達成することも可能なのです。



< 供託金違憲訴訟を支える会ができました！ >



裁判所へ届ける「署名」にご協力ください。
署名用紙をダウンロードいただけます。
訴状内容、支援情報も掲載しています。
<https://kyoutakukin.jimdo.com/>